平成２１年（フ）第１４０６号
広島市安佐南区緑井８丁目２番13―９号
債務者　児玉　初夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５号
広島県呉市本町15番２号
債務者　矢野　誠
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５８号
広島県呉市豊浜町大字大浜1264番地
債務者　西浦　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６５号
広島県呉市焼山東２丁目１番４号
債務者　長野　幸喜
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６８号
広島県呉市天応東久保１丁目３番31号
債務者　下岡　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４１２号
愛媛県松山市雄郡２丁目５番20号
債務者　石本　学
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４１９号
愛媛県松山市西垣生町1632番地15
債務者　堀尾　幸裕
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
愛媛県松山市星岡１丁目23番20号　グランディア星ノ岡304号
債務者　増口　聖展
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４６２号
愛媛県松山市森松町523番地
債務者　髙森千惠子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７号
愛媛県伊予市下吾川840番地４
債務者　古田　絵美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲621番地５
債務者　田中　久美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
愛媛県松山市青葉台12番地２
債務者　舩井そのえ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１４号
愛媛県松山市勝山町２丁目21番地５　久保ビル302号
債務者　吉竹　文隆
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
愛媛県松山市太山寺町903番地17
債務者　濱田　清美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
愛媛県伊予郡砥部町重光169番地　セレッソ赤坂307号
債務者　中田　洋
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３０号
福岡県八女郡立花町大字北山1295番地２
債務者　武田　勇治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６３号
福岡県八女市本村528番地１
債務者　野田　強司
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６４号
福岡県八女市新庄1715番地
債務者　西田　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所八女支部